

豊島区施設整備課が施行する営繕工事における
猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

令和7年3月19日
6 豊施施発第777号
施設整備部長 決定

1. 基本的考え方

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び契約金額を変更するものとする。

なお、本運用指針は、総務部施設整備課が施行する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の関連工事に適用する。

2. 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（1）に該当する時間を、過去5年間のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

別記の記載例を参考に、猛暑による作業不能日数を設計図書に明示する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記（２）において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び契約金額を変更する

3. その他

本運用指針によりがたいと工事主管課長が判断する場合、別途個別に運用することができる。

4. 附則

本運用指針は、令和 7 年 4 月 1 日以降に起工決定する工事から適用する。

別記 設計図書（特記仕様書）への記載例

1.5 工期

・ 日間（令和 年 月 日まで）

・ 概成工期 日間（令和 年 月 日まで）

(1)本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：●日間

(2)上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年～2024年）について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。))が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。